（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00699428）－（A × 0.00351623）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00344308）－（A × 0.00167499）｝× 0.25

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和四年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　令和四年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

算式の符号

［略］

C　令和３年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和四年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和四年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和四年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和四年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における、令和四年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）か

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00774587）－（A × 0.00386413）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00232377）－（A × 0.00116342）｝× 0.25

算式の符号

A　当該年度の都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和三年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　令和三年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

算式の符号

［同左］

C　令和２年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和三年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和三年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和三年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和三年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における、令和三年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）か